

障害者移動支援事業費 重要事項説明書

(2024年 9月 1日現在)

1 事業者の概要

名称	有限会社 ビハーラ
法人種別	有限会社
法人所在地	東京都大田区鵜の木2-17-3ライオンズマンション鵜の木1F
電話番号	03-5741-8239
代表者氏名	取締役 今田 清美
法人が所有する 営業所の種類・数	特定相談支援事業 居宅介護支援事業（介護予防支援及び第1号介護予防支援事業も含む） 訪問看護事業（介護予防訪問看護を含む） 訪問介護事業（介護予防訪問介護及び第1号訪問事業も含む） 「あすなろ」介護タクシー 暮らしの保健室 介護の学校

2 事業所の概要

事業所の名称	ワークスタッフ鵜の木
事業所の所在地	東京都大田区鵜の木2-17-3ライオンズマンション鵜の木1F
事業所の電話番号	03-5741-8239
サービス提供地域	大田区内
サービス提供曜・時間	平日8:30~17:30

3 事業所の職員体制

職種	常勤(人)	非常勤 (人)	合計員数 (常勤換算)	資格等
管理者	1			介護福祉士
サービス提供責任者	2			介護福祉士等
ヘルパー	2	4		初任者研修等
事務員		1		

4 サービスの内容

○ 大田区障害者移動支援事業(以下、「移動支援事業」という。)

通学・通所支援	通学及び通所の送迎を行う
社会参加支援	社会参加として地域に出て、活動する支援を行う

## 5 利用料金

### (1) 利用者支払額

移動支援事業に要した費用。但し、事業者が予め大田区に対して大田区障害者移動支援事業費の代理受領に係る申出し、かつ利用者が事業者に対し、代理受領に係る委任をした場合については、利用者支払額より大田区から支給される移動支援事業費を除いた金額を利用料金として事業者を支払うこととなります。

なおこの場合、事業者が利用者に代わり大田区から受領した障害者移動支援事業費の額については、利用者に通知いたします。

### (2) その他の料金

交通費	ご本人と一緒に移動するだけではなく、ご本人と合流及び解散する際にかかる交通費など
その他の実費	チケットや食事代など、一緒に行動する際に掛かる費用など

### (3) 交通費

上記2で示した「サービス提供地域」においてサービスの利用を開始される場合については、交通費は無料です。但し、それ以外の地域でサービスの利用を開始される場合につきましては、当事業者の従業者がお伺いするための交通費をいただきます。

また、サービスを提供する際に必要となる交通費については、利用者の負担となります。

### (4) キャンセル料

利用者又は利用者代理人は、事業所に対しサービス提供前日の営業時間内に電話等により連絡することにより、費用を発生させずにサービスの中止を申し入れることが出来ます。

サービス提供前日の営業時間内までに電話などで連絡がなく、サービスの中止を申し出た場合は、その中止となったサービス提供に掛かる料金の全額を請求いたします。

但し、利用者の急な入院など、やむを得ない場合はこの限りではありません。

援助中に利用者及びご家族等からの背行為により、速やかにサービスを中止する事があります。

### (5) 支払方法

利用料金は1か月ごとに計算し、翌15日までに請求書を発行いたします。利用者支払額は翌月末までにお支払ください。

支払いは、原則として当月の料金の合計額を翌月27日前後（土日祝日により前後）自動引き落としします。

別の支払い方法をご希望の場合は、（ ）の方法で、支払います。

## 6 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

- ① 移動支援事業の支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します
- ② サービス利用が決定した場合は契約を締結し、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は移動支援事業費支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとなります。
- ③ 移動支援事業の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

### (2) サービスの終了

- ① 利用者が当事業者に対し30日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。
- ② 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③ 利用者がサービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- ④ 当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

### (3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 移動支援事業費の支給期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します。）
- ② 利用者が死亡した場合
- ③ 大田区外に転居した場合

## 7 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、あらかじめ確認した連絡先に連絡いたします。

8 この契約に関する苦情・相談窓口

担当者 サービス提供責任者 品川 孝仁 ( しながわ たかひと )  
電話 5741-8239 FAX 5741-1426

9 その他の苦情の窓口

- ① 大田区福祉部障害福祉課 電話 03-5744-1251
- ② 社会福祉協議会障害者支援 電話 03-5703-8230
- ③ 大田区オンブズマン 電話 03-5744-1130

年 月 日

移動支援事業の利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

(所在地) 東京都大田区鵜の木2-17-3ライオンズマンション鵜の木1F  
(名称) ワークスタッフ鵜の木 印  
(担当者氏名) ( )

私は契約書及び本書面により、これからサービスを受ける移動支援事業の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

利用者

(氏名) 印

(代理人または立会人等)

(氏名) 印